

セーフティネット賃貸住宅協力店 を募集します

■住宅セーフティネット制度

今後10年で単身高齢者が100万人増加すると予測されるなど、住宅確保要配慮者（※1）の増加が見込まれる中、家賃滞納、住戸内の事故や孤独死、騒音等のリスクがあることから、賃貸人から入居を拒まれる傾向にある住宅確保要配慮者の方々が安心して暮らすことができる社会を実現するために、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的とした制度です。

（※1）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「法」という）第2条第1項に規定される者 例：高齢者、障がい者、子どもを養育している者、低額所得者、外国人、生活困窮者など

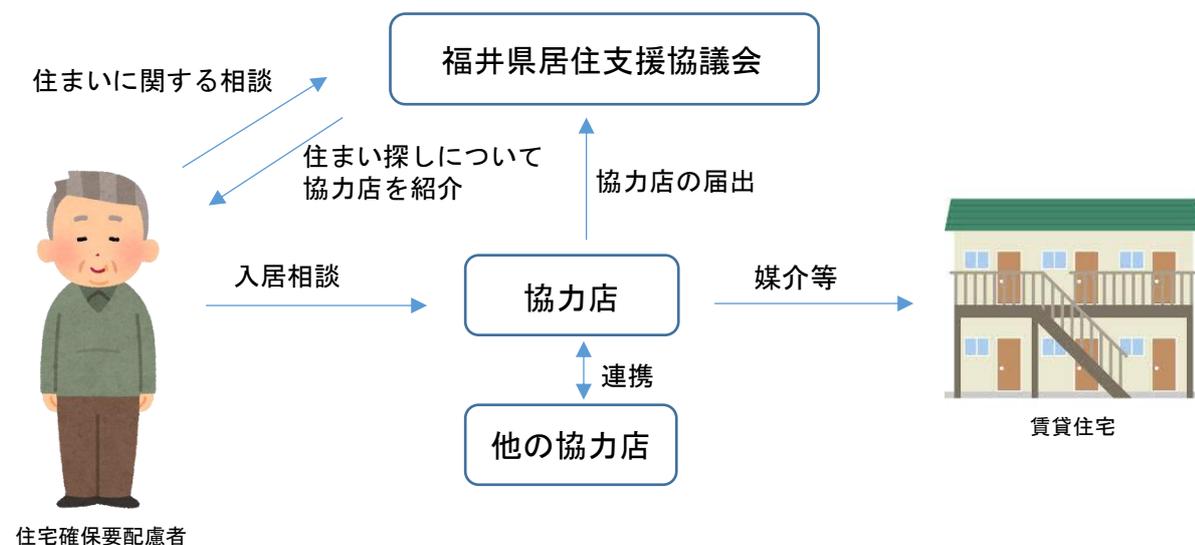
■福井県セーフティネット賃貸住宅協力店（以下、「協力店」という）とは

下記①～④を実施するものとして、福井県居住支援協議会（※2）に届け出た不動産関係事業者です。届出いただいた協力店の情報を、セーフティネット賃貸住宅協力店として、福井県居住支援協議会が情報発信します。

- ① 民間賃貸住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否したり、媒介の条件を著しく不当なものとししないこと
- ② 他の協力店と連携して住宅確保要配慮者の円滑な入居に努めること
- ③ 行政機関等からの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する相談等に対応すること
- ④ 住宅確保要配慮者の相談状況等の報告に協力すること

（※2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するために法第51条に基づき組織したもの

■セーフティネット賃貸住宅協力店制度のイメージ



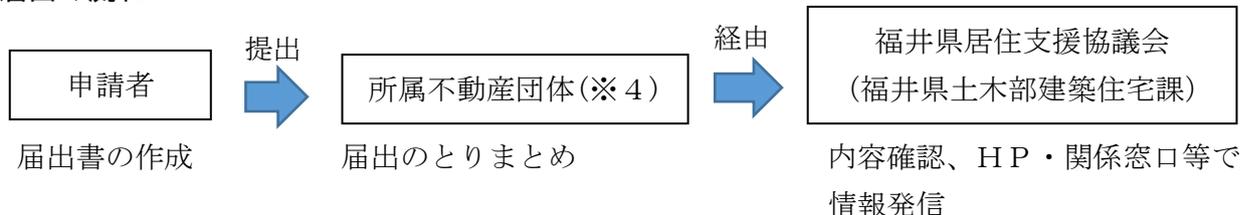
<手続きについては裏面をご覧ください>

《手続き》

■届出できる者の条件

- ・宅地建物取引業免許を取得していること
- ・宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けていないこと

■届出の流れ



(※4) 福井県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会福井県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会福井県支部、日本賃貸住宅管理協会福井県支部のいずれかの団体

(注意) 上記団体に加入していない者で協力店の届出を行いたい者は、居住支援協議会に直接申請して下さい。

■その他

- ・後日、のぼりやポスター等を配布しますので、協力店であることの周知にご活用ください。
- ・協力店の届出事項に変更があった場合は、変更の届出を、所属団体を經由して提出してください。
- ・協力店を辞退する場合は、辞退する旨の届出を、所属団体を經由して提出してください。

■問い合わせ先

福井県土木部建築住宅課 住宅計画G

電話：0776-20-0505 MAIL: kenjyu@pref.fukui.lg.jp